

平成27年1月26日

第70回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

第70回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成27年1月19日
告示番号 遠野市農業委員会告示第9号
会議年月日 平成27年1月26日
会議の場所 あえりあ遠野交流ホール
出席委員 別紙のとおり
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 河野和浩
事務局次長兼
農地係長 村上和男
副主幹兼
農業振興係長 多田清美

本日の案件 第70回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
開会時刻 午後14時00分

議 長	<p>【開会】</p> <p>ただいまより第70回農業委員会総会を始めます。開会に先立ちまして遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立をお願いします。</p> <p>先唱を24番、森川亦委員をお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略)</p> <p>着席願います。</p>
議 長	<p>【会議成立宣言】</p> <p>本日の出席委員数は27名であります。定足数に達しておりますので直ちに第70回遠野市農業委員会総会を開会します。</p> <p>4番阿部儀信委員、12番多田和敏委員、27番君崎敬孝委員から欠席する旨の届け出がありましたのでこれを会長として許可致しました。</p>
議 長	<p>【事務事業経過報告】</p> <p>日程の前に、事務事業経過報告を、事務局長をして報告いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。事務事業経過について報告いたします。</p> <p>(以下「遠野市農業委員会事務事業経過報告」説明により記載省略)</p>
議 長	<p>先ほどの出席人数の報告のところで、26番細川幸男委員がまだ出席していないということ報告を落としてしまいましたので、まだ出席をしていませんのでその旨をお伝えいたします。</p>
議 長	<p>【報告事項】</p> <p>次に、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定に関わる届出案件を専決処分したので事務局長をして報告いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。それでは報告第1号についてご説明いたします。</p> <p>(以下「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明により記載省略)</p>
議 長	<p>ただいまの報告について質疑ありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局から報告いたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>はい、議長。報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨次の者より通知書が提出されたので報告するものでございます。</p> <p>1番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●県 ●●●●。●●町2筆1,244平方メートル。全部解約です。</p> <p>2番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町1筆4,049平方メートル。全部解約です。</p> <p>3番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町8筆21,527平方メートル。全部解約です。</p> <p>4番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町1筆654平方メートル。全部解約です。</p> <p>5番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町1筆985平方メートル。全部解約です。</p>

		<p>6番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町1筆12,580平方メートル。全部解約です。</p> <p>7番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町1筆4,350平方メートル。全部解約です。</p> <p>8番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町2筆5,211平方メートル。全部解約です。</p> <p>9番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町2筆7,393平方メートル。全部解約です。この案件につきましては、議案第75号2番で所有権の移転の協議をお願いするものでございます。</p> <p>10番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町3筆7,958平方メートル。全部解約です。</p> <p>11番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町2筆2,445平方メートル。全部解約です。以上につきまして合意解約が成立しましたことを確認しております。以上でございます。</p>
議	長	<p>ただいまの報告に関し質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結致します。次に報告第3号遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について事務局より報告致します。</p>
農地係	長	<p>はい、議長。報告第3号遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出についてでございます。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理いたしましたので、同要綱第6条の規定により報告するものでございます。</p> <p>1番、届出者、●●町 ●●●●。●●町1筆1,573平方メートルの内50平方メートルでございます。通作路と致しまして、幅2.5メートル延長20メートルを整備するため、平成26年12月24日から平成27年1月31日まで施行を実施するものでございます。施行については●●●●に委託をされております。場所につきましては、■■■■の付近でございます。なお、届出書受理日に事務局職員が現地確認を行ってございます。以上でございます。</p>
議	長	<p>ただいまの報告に関し、質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>質疑ないようですので、質疑なしと認め質疑を終結致します。</p>
議	長	<p>【議事日程】 それでは、議案審議に入ります。</p>
議	長	<p>【日程第1】 日程第1についてお諮りいたします。議事録署名人、並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名人に25番白金英子委員、28番菊池政實委員、会議書記に、事務局村上和男君を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に関わる議案総括表の説明を事務局に致します。</p>

農地係長	はい、議長。議案総括表について説明いたします。 (以下、「第70回遠野市農業委員会総会提出議案総括表」により説明記載省略)
議長	【日程第2】 日程第2、議案第74号農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてを上程致します。議案の朗読を省略し、直ちに内容の説明を致しますのでご了承願います。事務局より説明致させます。
農地係長	はい、議長。議案第74号農地法第3条第1項の規定による使用収益権の設定でございます。 1番、●●町2筆1,973平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。賃貸借でございます。貸出人は労力不足の為、要請し貸し付けるものでございます。以上よろしく願いいたします。
議長	それでは、ただいまの説明に関連して町ごとに現地確認結果及び補足の説明を求めます。●●町担当委員お願いします。
28番委員	はい、28番菊池でございます。19日、地区担当委員5名と事務局2名とで現地を確認致しました。何ら問題ないと確認を致しましたのでご報告いたします。以上です。
議長	ありがとうございました。以上で現地確認結果及び補足の説明を終了しました。質疑に入ります。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め質疑を終結致します。お諮り致します、議案第74号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。 (「なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって議案第74号は原案の通り可と決しました。
議長	【日程第3】 日程第3、議案第75号農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを上程致します。議案の朗読を省略し、直ちに内容の説明を致しますのでご了承願います。事務局より説明致させます。
農地係長	はい、議長。議案第75号農地法第3条第1項の規定による所有権移転でございます。 1番、●●町4筆4,405平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。売買です。 2番、●●町4筆9,144平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。贈与です。 3番、●●町6筆1,855平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。贈与です。 4番、●●町19筆17,458平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。 5番、●●町1筆150平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。 1番、譲渡人は要請し売り渡すものです。 2番、譲渡人は労力不足の為要請し譲り渡すものです。 3番、譲受人は要請し譲り受けるものです。 4番、譲渡人は後継者に生前一括贈与するものです。

	<p>5番、譲渡人は要請し譲り渡すものでございます。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えられます。以上、ご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。なお、親子間の所有権移転については現地確認結果の説明を省略致します。では、●●町担当委員からお願いします。</p>
9 番 委 員	<p>はい、19日担当委員2名・事務局2名計4名で現地確認調査をしましたが、今の報告の通り何ら問題ないと確認しました。以上です。</p>
議 長	<p>次に●●町担当委員をお願いします。</p>
2 番 委 員	<p>はい、2番山崎です。19日、地区担当委員3名と農業委員2名で確認を致しました結果、2番につきまして贈与ということで何ら問題が無いことを確認しております。また、3番についても現地確認をして何ら問題が無いという事で確認しております。以上です。</p>
議 長	<p>次に、●●町担当委員をお願いします。</p>
8 番 委 員	<p>19日、事務局2名と農業委員2名で現地確認を致しました。何ら問題が無いことを確認して参りました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明が終了しました。質疑に入ります、質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します、議案第75号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第75号は原案の通り可と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第4】 日程第4、議案第76号農用地利用集積計画の決定についてを上程致します。なお、再設定については説明を省略致します。事務局に説明を致させます。</p>
農業振興係 長	<p>はい、議長。議案第76号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを求めるものでございます。新規のみ説明をしたいと思いません。</p> <p>1番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町田2筆5,273平方メートル。2年間の賃借権の設定となります。</p> <p>3番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町畑1筆2,678平方メートル。2年11ヵ月の使用賃借権の設定となります。</p> <p>4番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●県 ●●市 ●●●●。●●町田5筆9,113平方メートル。4年10ヵ月の賃借権の設定です。</p> <p>5番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町田2筆6,147平方メートル。5年の賃借権の設定です。</p> <p>7番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町田1筆3,280平方メートル。2年11ヵ月の使用賃借権の設定です。</p>

	<p>9番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町田1筆2,207平方メートル。10年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>10番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町田4筆5,497平方メートル。10年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>11番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町田2筆1,241平方メートル。10年間の使用貸借権の設定でございます。新規・更新ともいずれも問題はないということで、計画の決定についてご審議をお願いいたします。以上です。</p>
議長	説明が終わりました。質疑に入ります、質疑ございませんか。
21番委員	21番古屋敷です。今の説明の中で、4番の●●県の方が利用権を設定するということですが、詳しく説明をお願いします。
議長	事務局、答弁願います。
農業振興係長	はい、議長。利用権を設定される方が●●県ということで、これは貸す側の方で●●県からは通えないということなので、田んぼについて貸したいという申し出でございますので、今まで耕作してもらっていた方と正式に手続きをするということでございます。
10番委員	はい、10番佐々木です。3番について、作物が■■■■となっているんですけども、もともと■■■■のほ場となっていて収穫が出来るような状態の木で貸すのかなと。利用権の設定が短いものですから、その辺を確認させてください。
議長	事務局、答弁願います。
農業振興係長	はい、議長。ただいまのご質問は、3番の作物が■■■■ということで、これから植えれば2年11ヵ月では期間が短いんじゃないかというご質問だったかと思えます。本件につきましては、現況地目はすでに樹園地となっておりまして、■■■■が植栽されている状況でございました。これを作り手の方が借りるといふ部分で、とりあえず3年間というこの期間設定でございました。以上です。
議長	よろしいですか。他にございませんか。
	(「なし」の声あり)
議長	それでは質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します、議案第76号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。
	(「なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって議案第76号は原案の通り可と決しました。
議長	【日程第5】 日程第5、議案第77号農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定についてを上程致します。事務局より説明致します。
農業振興係長	はい、議長。議案第77号農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定についてでございます。遠野市長より配分計画が提出されてございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づいて計画の作成について意見を求められているものでございます。今回は8件の計画が提出されてございます。いずれも新規でございます。ただし、利用権を設定する者については農地中間管理機構であります、公益社団法人岩手県農業公社の方になってございますので、利用権の設定を受ける者のみ説明していき

	<p>いと思います。</p> <p>1番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。●●町田2筆4,844平方メートル。10年間の賃借権の設定です。</p> <p>2番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。●●町田3筆4,967平方メートル。10年間の賃借権の設定です。</p> <p>3番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。●●町田2筆2,146平方メートル。10年間の使用賃借権の設定です。</p> <p>4番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。●●町田1筆4,573平方メートル。10年間の賃借権の設定です。</p> <p>5番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。●●町田103筆340,992平方メートル。10年間の賃借権の設定です。</p> <p>6番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。●●町179筆680,674平方メートル。10年間の使用賃借権の設定です。</p> <p>7番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。●●町24筆26,439平方メートル。10年間の賃借権の設定です。</p> <p>8番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。●●町2筆2,530平方メートル。10年間の賃借権の設定でございます。いずれも公社から遠野市を通じて農業委員会に案の策定ということで意見を求められていますが、問題ないことを確認してございます。以上、ご審議の方よろしく申し上げます。</p>
議長	これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
10番委員	はい、5番と6番についてお尋ねします。利用権を設定する者の欄には農業公社で、利用権の設定を受ける者の欄にはどちらも●●●●ということなんですけれども、利用権の種類が片方は賃貸設定でもう一方は使用貸借となっているわけなんですけれども、面積も多いと思うんですが何故賃貸と使用貸借という形になるのかご質問させていただきます。
議長	事務局、説明願います。
農業振興係長	はい、議長。ただいまのご質問は5番・6番の●●●●の賃借権の設定・使用貸借権の設定ということで、地目ごとで違うというご質問でよろしかったでしょうか。●●●●のやり取りでございまして、これについては土地の所有者の都合、あとは●●●●の考えに基づいて分けてきてございます。こちらの方としましては、こういう事例については問題がないという解釈をして事務処理をしてございました。
議長	要はお金がかかる方と使用貸借はなぜ違うのかとい聞いているので、本当の内容はどういうものなのかというのを教えてください。
農業振興係長	はい。農地中間管理事業につきましては、使用料についてはお金ということになってございます。例えば物、米などの現物については使用貸借権、こちらの方での手続きを踏んでございます。よって、現物でほしいといった場合には使用貸借権の設定という形で手続きが踏まれてございます。よろしいでしょうか。
10番委員	ちょっと意味が分からないんですけど、今のご説明になると使用貸借の方は現物と仰いましたけど、今の言い方だと農業公社さんに米で納めると聞こえるんですが。理由があってこうなったと思うんですが、理由について事務局で把握できていないということであれば、仕方のないことなんでしょうけど、内内で何かあってこうなったと理解すればいいんですか？
議長	休憩します。

		～休憩～
議 長		再開致します。
農業振興係長		誠に申し訳ございません。議案書の一部の訂正をお願いしたいと思います。14ページの7番、●●さんの記述でございますが、合計24筆となっておりますが、23筆の誤りでございます。23に訂正をお願いします。以上です。
議 長		先ほどの佐々木恵美子委員の質問に関しては、後程事務局から回答するということがご了承いただきたいと思っております。他に質問等々ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長		では、質疑なしと認め質疑を終結致します。議案第77号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長		ご異議なしと認めます。よって議案第77号は原案の通り可と決しました。
議 長		【日程第6】 日程第6、議案第78号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを上程致します。事務局の説明を求めます。 はい、議長。議案第71号第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてでございます。今月は1件でございます。 1番、●●町1筆700平方メートル。申請人、●●町 ●●●●。太陽光発電設備の設置でございます。 申請人は、所有する田に原子力発電の代替供給電力として寄与することを目的に太陽光発電設備を設置しようとするものです。発電出力につきましては、37.4キロワット。こちらについては、東北経済産業局から平成26年10月10日付で10キロワット以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書を受けております。併せて東北電力から平成27年1月8日付で技術検討結果で接続回答を受けております。併せて遠野市土地改良区から太陽光発電の設置について支障が無いという回答を受けております。申請地は都市計画区域内の用途区域外の農地であるため、第3種農地と判断致しました。第3種農地は転用し得ることから、転用に問題はないと考えられます。以上、ご審議をお願い致します。
議 長		説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、現地確認結果及び補足の説明を求めます。●●町担当委員をお願いします。
24番委員		はい、24番森川です。当日は事務局と担当委員2名と確認をしてきました。この場所は、生憎の積雪の為、周囲の確認はそのままの状態ということで、位置は■■■■■■■■■■の裏側の方になります。私たちが先ごろ菜の花を植えた近辺でございますが、周囲は住宅地であります。先ほど事務局から説明ありました通り、手続き上は進んでいるようなのですが、ただ、私たちはこの太陽光による反射光や輻射熱等周囲の方々への影響は分かりませんが、これからは先を見越して周囲の方から理解を得ながら行っていかなければならないと感じました。影響についてはこれから検証されることと思っておりますが、いずれ遠野市でも住宅地にこういう物が出来てくるとなると、目を凝らして学んでいかなければいけないと思っております。以上でございます。
議 長		ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明を終了致します。質疑に入ります、質疑ございませんか。

18番委員	18番太田代です。このパターンはこれから出てくると思うんですけども、太陽光発電設備を設置すると、地目を変更しなければならないのでしょうか。それと、課税はどうなるのかと。田のまま課税されるのか、別な課税の扱いになるのか教えて下さい。
農地係長	お答えを致します。課税地目につきましては、農地ではなくなりますので、こちらについては宅地扱いになるものと考えられます。ただし認定基準について、確実に宅地になるかという点、雑種地になる場合もあるかと思えます。設備をされる物、完全に固着をした者が建つ場合は大体宅地として扱われます。本ケースにつきましては、コンクリートの基礎を点在させた上にパネルを角度30度で空を向いて設置されるということで、地目の判定上の検討を見る限りでは、宅地の扱いになるという傾向ではないかと判断をしております。県庁ではそういう取扱いでございます。
18番委員	固定の仕方で違うということですか？
農地係長	そうでございます。営農型ということで、単純に杭等をもってパネルを支えて簡易的に撤去が出来る物ということでございますと、やはり取扱いが変わってくるという部分がございますのでよろしくお願いたします。
議長	他にございませんか。
14番委員	はい、14番菊池です。東北電力からは接続の許可が出ているようですけども、完全買い取りの返答はいただいているんですか？
議長	はい、議長。この方の場合なんですけど、回答書の中で“完全買電”ということで買い取りの部分の回答を東北電力から受けているという状態でございます。
14番委員	全量買い取りですか？
農地係長	はい、全量買い取りでございます。
議長	他にございませんか。よろしいですか。質疑がないようですので質疑を終結致します。お諮り致します、議案第78号は原案の通り「可」とすることに異議ございませんか。
	(「なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって議案第78号は、原案の通り可と決しました。
	【日程第7】 日程第7、議案第79号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを上程致します。事務局に説明致します。
農地係長	はい、議長。議案第79号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてでございます。 1番、●●町1筆1,459平方メートル。借受人、●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。共同住宅の使用貸借です。借受人は、急速な高齢化の進行に伴い独居高齢者・高齢世帯が増加しているためサービス付高齢者向け住宅を建築するものです。用水は上水道、雑排水は公共下水道に接続する計画です。申請地は10ha以上の一団の農地であるため、第1種農地と判断致しました。第1種農地の転用は原則不許可ですが、住宅等で集落に接続して設置することから転用に問題はないと考えます。 2番、●●町1筆142平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。●●町 ●●●●。道路の贈与です。譲受人は、営農の利便性を向上させるため隣接する土地の所有者と共有し、既存の道路を拡幅し砕石敷き道路として整備しようとするものです。共有持ち分

議 長	<p>【日程第8】</p> <p>日程第8、議案第80号農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを上程致します。事務局に説明致します。</p>
農地係長	<p>はい、議長。議案第80号農地法適用外証明願に対する可否決定についてでございます。</p> <p>1番、●●町2筆1,058平方メートル。申請人、●●町 ●●●●。利用状況については宅地でございます。昭和●年に物置を建設、昭和●年に物置と畜舎を建設しております。また、昭和●年に作業所と住宅を建築しております。住宅を建築した際に農地に取り道を設置して現在に至っております。手続きを怠っていた理由につきましては、農地法の手続きが必要なことを知らなかったためということでございます。以上、ご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地確認調査の結果及び補足の説明を求めます。●●町担当委員お願いします。</p>
8番委員	<p>はい。事務局が申した通り、何ら問題がなかったことを確認致しました。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明を終了致します。質疑に入ります、質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結致します。お諮り致します、議案第80号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第80号は原案の通り可と決しました。ここで、ただいま恵美子委員から質問がありました件に対して事務局から回答があるということで、事務局お願いします。</p>
議 長	<p>休憩に入ります。</p> <p>～休憩～</p>
議 長	<p>再開致します。</p>
議 長	<p>【日程第9】</p> <p>日程第9、議案第81号遠野市農業委員会選挙人名簿登載申請書に対する意見についてを上程致します。事務局に説明致します。</p>
農地係長	<p>はい、議長。議案第81号遠野市農業委員会選挙人名簿登載申請書に対する意見についてでございます。農業委員会等に関する施行令第3条第1項の規定により提出された、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について、同条第2項の規定により遠野市選挙管理委員会へ提出するため意見を求めるものでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これより選挙人名簿登載申請書の審査の為、暫時休憩致します。</p> <p>～休憩・審査中～</p>

議 長	<p>それでは再開致します。ただいま申請書を審査していただきましたが、付箋のついている箇所は事務局において整理し選挙管理委員会に提出することと致します。お諮り致します、議案第81号遠野市農業委員会選挙人名簿登載申請書に対する意見については、選挙等についての農業委員会の意見の通りとすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第81号選挙等についての農業委員会の意見の通りとすることに決定致しました。</p> <p>その他に入ります。委員の皆さんから意見・提案等ありましたらお出してください。</p>
24番委員	<p>はい。その他ということで、皆さんに提案がございます。先般、耕作放棄地に菜の花を作り、油を搾りました。そこまではよかったんですが、ここに至って在庫を抱えているということがわかりまして、出来る事ならばということで皆さんのご協力を仰いで出来る限り在庫を消化したいと。それで皆さんのご理解とご協力をお願いしたいという意味合いで、志願しましたけれども、詳しい中身につきまして、在庫の中にも大・中・小があってその辺の価格を含め、耕作放棄地を解消していこうとするときに必ずぶつかる問題となると思いますので、皆さんそれぞれ心づもりがあると思うんですが、その辺を当農業委員会で運営していくにはどうしたらいいかという事を、この機会に考えなければいけないのではないかと考えまして、詳しくは奥寺委員にお話ししていただき、時間を割いていただければと思います。よろしくお願い致します。</p>
23番委員	<p>急な話でございますけれども、事務局長とも話をしまして、ようやくラベルの準備等も出来ました。この間、ここまで準備もできたので、今度は売る方をやってもらいたいなという事で相談をしたんです。昨日の段階で、さっそく3日前遠野市の産直会議があったので話をしてもらって、森川委員にも菜種油の話題があったとお聞きして、局長も進めてきてくれているなという事で、産直とふるさと村、遠野市が都会でやっているアンテナショップ等にも出せばなど。やり方はよくわからないので、その辺も進めてもらえればいいかなと思いますし、実際その準備をしている中で、個人的に使ってみたんですけれども、やはり値段的には高いと思います。例えば同じ800mlの油でも、サラダ油なら400円前後で買えますが、それに対して1,800円というのは4、5倍の値段があります。菜種がどれくらい良いのかということを買う人に理解してもらう事が必要になるかと思っておりますけれども、私自身売るという事までは頭に入ってなかったのもそういう事もちゃんと考えていかなければと思っております。今回放棄地をゼロから耕作して面白かったんですが、継続するとなると面積も増えていきますし、菜種油にしても売り方が難しいとなれば、量産するのではなく観賞用品種から限定的に採油をするという形を個人的には考えています。試作品を実際に使ってみました、やはり普通の油よりも味がまろやかになって違いが分かります。これが売れるという運びになれば、耕作放棄地解消になると思いますし、私も徐々に耕作面積を増やしていければと思っております。</p>
25番委員	<p>女性農業委員も関わった経緯から、YYY発信フォーラムの会場でも販売をすることにしました。菜種油等の健康的な食品に興味を持つ方々がいらっしやるんじゃないかなということで、奥寺委員に少し販売できるんじゃないかとお話をして届けていただくことにしました。たとえ1本からでも、菜種油を知ってもらえればいいなと思いますし、農業委員の方々にも地元の方に声をかけたりしてもらって利用していただければありがたいと思います。</p>
議 長	<p>今菜種油の話が出てきましたが、在庫はどのくらいあるんですか？</p>
23番委員	<p>本数的には、大が300本・中が70本・小60本くらいです。</p>
議 長	<p>素朴な質問ですけれども、値段が1,800円ぐらいだと仰っていましたが、量が増えれば値段が下がるとかそういうことは出来ないんですか？</p>

23番委員	<p>いろいろ話を聞く中では、5年前は1升で1,000円くらいだったという人もいました。値段設定は、採油をしてもらった大東町の加工場に聞いたところ、大きくて1,700円+税だと仰っていたので、私たちも1,800円でいいかなと。一関・水沢・江刺の菜の花を栽培・加工している人たちは、測量をしているそうですので、2,000円ちょっとの値段で売っているということです。私は儲けるつもりもないので、1,800円と言う値段設定で考えています。中は1,300円、小は700円です。</p>
19番委員	<p>ちょっといいですか。情報なんですけれども、秋田道のサービスエリアで菜種油を大々的に宣伝して売っていました。その中に、取り組み状況を写真で出したりレシピを付けたりして、奥寺委員の様に大中小で販売していたんですが、ラベルがなかなか洒落た物を使っていました。これから販売していくためにはそういった工夫も必要なんじゃないかなと。</p>
23番委員	<p>雫石の産直では、1年を越したものを半額で売っていたりとそういった販売方法も取っていたようです。</p>
15番委員	<p>今、産直の話が出ましたけれども、風の丘では販売はどうですか？理事会等通してなんとか置いてもらうようお願いは出来ないんですか？</p>
事務局長	<p>奥寺委員さんから話があった菜種油については、AST事業を活用させてもらって1/2の補助を受けながらやっております。市としても六次産業推進本部を立ち上げておりますので、そういった所に繋げるような足がかりを付けられないかと考え、今ASTとも話し合いをしているところです。その中で、産直の方にPRして商工会やふるさと公社さんとか商工連系の分に持っていく形で話をしておりますので、菜の花研究会というのを立ち上げて中心となりながら話をしているところです。</p>
15番委員	<p>分かりました。</p>
24番委員	<p>今お話をしているんですけども、皆さん一番気になるのは価格の部分だと思うんですけども、今回労賃は価格に含まれていないということで、私も運んだりしたんですが、40万ぐらい加工量を含めてかかっているんです。その半分が助成金で賄われており、出来るなら在庫は全部売ってしまいたいと。月日が経つと、やはり生ものですから油特有の味や香りが落ちてきます。これを考えますと、皆さんのご協力再度お願いしたいと思います。</p>
議長	<p>今回の取り組みは、耕作放棄地解消を目的に菜の花を栽培して採油を試みようということだったんですが、道の駅等での販売はこれからASTを通じて働きかけというものをしていきますし、何とか皆さんにも販売促進や宣伝等含めご協力をお願い頂いてご理解頂きたいなと思いましたが、よろしくお願ひしたいと思ひます。他にはありませんか？</p>
14番委員	<p>今回たまたま改選期になるわけですけども、互助会で多分清算をすると思うんです。今いくら残があるか分からないですけども、こういうのは農業委員の勉強の一つとして、互助会で使えるような分があれば、互助会で買って皆さんに分けて、使っただけでもよし、近所の人に持って行って使ってもらうのもよし、宣伝にもなるし勉強にもなるんじゃないかなという一つの考えがあるんですけども、いかがでしょうか。</p>
17番委員	<p>私たちも協力を惜しむわけではないし、やらなければならないと思います。我々農業委員が中心となってスタートしたわけですから。ただ、行政の方に六次産業推進という形が出来ているのであれば、新たな六次産業の作目に菜種油を強く薦めてもらうのも大きいんじゃないかと私は思います。せつかく耕作放棄地解消が動き出してきたわけですから、商品を短い期間で売れるような体制を行政と私たちとで作らないと難しい部分が</p>

	<p>あると思います。遠野地域だけではなく、盛岡や他市でも販売出来ない消費は出来ないと思いますので、行政の力を借りないといけないんじゃないでしょうか。以上です。</p>
15番委員	<p>在庫があるということなら、やはり農業委員が積極的に消費していくように、正明委員が言ったことを基本にしてその辺を考えていった方がいいんじゃないでしょうか。</p>
議長	<p>分かりました。ただいまの件は、委員会の方に一存していただければ慎重にいい方向に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。</p>
事務局長	<p>登委員さんからお話が出た件については、ご提案ということで、確かに六次産業推進本部が4月から出来上がりまして、副委員長をチーフとして模索しているところでありますので、それについても市長部局の方とも連携をしながら結びつきをしていきたい。ひいては、ふるさと公社を経由してイオンや市外の方にも幅広くPRする形を六次産業推進本部の方にも提案をしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>他に皆さんから何かありませんか。では、事務局の方から。</p>
事務局長	<p>その他と致しまして、皆さんのお手元に遠野市農業委員会選挙についてと裏面の方に地域農業地区検討会開催について若干ご説明をしたいと思います。まず最初に、遠野市農業委員会委員選挙についてでございます。事務事業経過報告の際にもお話ししましたが、選挙期日が2月27日。告示が2月15日という日程が選管の方で決定となっております。つきましては、告示日の2週間前から立候補の届け出用紙を交付するというところでございます。2月2日～6日までの5日間ということでございます。時間は午前9時～午後5時15分までということで、交付場所につきましては選挙管理委員会事務局、市役所とびあ庁舎総務課内に選挙管理事務局がありますのでこちらの方と、宮守総合支所の方で交付が行われます。そして立候補届の事前審査でございますが、2月9日～13日まで。ただし2月11日は祝日でございますので、この日を除いた実質4日間ということになりますが、午前9時～午後5時15分、こちらの時間内で審査を行う予定になっております。なお、受け付けは4時30分までとなっております。ですから、午前9時とはなっていますが、役所は8時30分から開きますので、8時30分に来て待機していただくのもよろしいかと思っております。ただし、最終日の受付時間は午後4時30分までに入っていただけだと思います。昼食時間は除かれますのでご理解をお願いしたいと思います。審査場所につきましては選挙管理事務局内でございます。審査の日程でございますが、選挙区別に行われます。9日は遠野・松崎、綾織、小友。10日は附馬牛、土淵、青笹。12日は上郷、宮守。13日は予備日となります。日程を割り振りいたしましたけれども、都合がつかない場合は期間内に審査を受けていただければと思います。2人以上の審査が重なった場合はお待ちいただくことになるのでその点についてはご了承いただければと思います。宮守町の方も事前審査とはびあ庁舎で行いますのでその点もご了承いただきたいと思います。選挙管理委員会ではこの日程について広報2月号に掲載する予定になっております。以上、選挙日程でございます。</p> <p>引き続きまして、地域農業地区検討会の開催についてということでございます。11地区にマスタープランを策定したということについては、お話をするまでもなく委員さんご理解になっていると思っておりますが、今回4月から農地中間管理事業が実施されたことに伴いまして、地域農業マスタープランに載っております中心経営体、担い手の方々から確認する事項がございますし、また参加された方々から将来の農地利用の在り方、そして農地中間管理事業の活用方針というのを議論しまして、マスタープランに反映させなければならぬ部分でございます。これは農地中間管理事業をこれから活用していく中で、マスタープランに今言ったような方向性を載せなければ活用が難しいということでございますので、地区検討会を開催し確認しながら市の方で開催をしていくと。これについては、7月末の地区検討会の際にも説明をして了解を得ていたところでございます。日程等につきましては、ここの一覧に書いてある通りでございます。ただ、松崎地区につきましては11月に検討会を行う際にエリアを分けて、農地中間管理事業の推進に係る検討を行うということですので、それが2月4・5日でございます。その際に、松崎地区に</p>

	<p>おかれましては2日間に渡りまして担い手の方を中心に集まってもらうわけですが、松崎地区の農業委員さんにもご案内が行きます。松崎駒木地区は現状のままということですので、駒木地区については検討会を経てまた開催します。農業委員さんにつきましては、ご案内は差し上げますが、都合のつく期日に参加していただければよろしいかと思われま。一番最後につけておりますが、参集者は農業委員・農家組合長・認定農業者・集落営農の代表者・マスタープランに登載されている中心経営体・今後において中心経営体登載予定の方ですが、松崎地区におきましては農家組合長さんと集落営農組織の代表者の方は2月11日に案内をする予定でございます。農業委員さんはいずれかに出ていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。あとはお願いでございますが、中には農家組合長さんまたは集落営農組織の代表者の方、認定農業者の方に何枚も案内通知が行くと思いますが、農業委員会としてのお願いは農業委員としての立場で出席していただければということでございます。農家組合や集落営農組織につきましては、他の組合員に出席してもらう等ご本人の判断でよろしいかと思われま。今段階的に通知をおあげしているところでございますので、よろしくお願い致します。私の方からは以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま説明がありましたけれども、何か質問等ありますか。他にその他何かありませんか。</p>
<p>農業振興係 長</p>	<p>私の方からは、お配りしている資料についてご説明・ご協力お願いしたい部分がございますので説明をさせていただきます。まず、全国農業新聞・家族経営協定・農業者年金の取扱状況について、現在農業新聞は9件の新規取扱があります。家族経営協定は6件の手続きをしているところでございます。農業者年金は1件ということです。残りあと1月余りとなっておりますので、皆様のご協力をお願いしたいと思います。次に、農業委員の活動記録カードの提出状況ですが、出している方はキチンと出していますが、出していない方は出しておりません。これは、農業委員としての姿勢だと思われま。自分の活動に対して報告出来ないというのはいかがなものかと思われま。次に、岩手農業未来を築く担い手を考える研修会の開催について、2月10日ということで農業委員と担当職員の出席のご案内がございます。2月2日までに研修に参加される委員さんがいらっしゃいましたら、こちらの方にご連絡をお願いしたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、以上をもちまして第70回遠野市農業委員会総会を閉会致します。ご苦勞様でした。</p>

(午後16時00分 閉会)

署 名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 25 番 _____

同 28 番 _____

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____